令和８年度 第３回 墓所使用者募集のご案内

大阪北摂霊園では下記のとおり墓所の使用者を募集いたします。
この「ご案内」をよくお読みになり、現地をよくご覧になったうえでお申込みください。

□申込みできる方　　現在及び将来にわたり祭祀を主宰される方。
大阪府民以外の方もお申し込みいただけます。

□申込み方法　　ご案内及び**「大阪北摂霊園使用上のきまり」**をよくご覧になり、
大阪北摂霊園墓所使用申込書に記入押印のうえ、お申込みください。
※郵送あるいは電話によるお申込みはできません。
なお、お申込み書類はお返しできませんのでご了承ください。

□募集墓所　　**令和８年６月から令和８年９月に返還された墓所　７７区画**

□使用料等　　永代使用料及び管理料などが必要です。
詳しくは、価格表及び募集墓所一覧表をご覧ください。

□現地案内　　**令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１５日（日）まで**

□申込受付　　**令和８年１１月６日（金）～１４日（土）は、午前１０時から午後４時まで**
令和８年１１月１５日（日）は、午前１０時から午後３時まで

□受付場所　　**・大阪北摂霊園管理事務所　　☎ 072-739-0291**
〒563-0216　大阪府豊能郡豊能町高山 235
・大阪府都市整備推進センター　霊園事業課
北千里オフィス　（土、日、祝は除きます。）
〒565-0874　吹田市古江台４丁目 119 番地
ﾃﾞｨｵｽ北千里１番館３階（りそな銀行が１階にあるビル）

□決定方法　　・同一墓所に複数のお申込みがあった場合には、墓所毎に公開抽選のうえ
当選者及び補欠者（補欠順位あり）を決定します。
・お申込み者がお一人の場合は、無抽選で当選といたします。

□抽 選 日　　**令和８年１１月１５日（日）の午後３時３０分から、**
大阪北摂霊園管理事務所で公開抽選を行います。

□抽選発表　　抽選結果は抽選会場に掲示するとともに、お申込み者全員の方に郵送にてお知らせいたします。
なお、お電話による抽選結果のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

当選された方には、
使用許可申請書及び使用料等納入通知書を郵送いたしますので、申請期間内に必ず手続きを完了してください。使用許可申請の手続きについては裏面をご覧ください。

当選された方へ

■使用許可申請手続きのご案内■

◆使用料等の納入　　使用料及び管理料等の「納入通知書(兼)領収証書」にて、必ず納入期限までに郵便局で一括して払込を行ってください。

◆申 請 の 期 間　　(1)　受付期間
令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月１０日（木）まで

(2)　受付時間
午前１０時から午後４時まで

(3)　受付場所
・大阪北摂霊園管理事務所　☎ 072-739-0291
〒563-0216　大阪府豊能郡豊能町高山 235
・大阪府都市整備推進センター　霊園事業課
北千里オフィス　（土、日、祝は除きます。）
〒565-0874　吹田市古江台４丁目 119 番地
ﾃﾞｨｵｽ北千里１番館３階（りそな銀行が１階にあるビル）
※電話での問い合わせは、大阪北摂霊園管理事務所へお願いします。

◆必　要　書　類　　(1)　使用許可申請書(申請書には印鑑登録証明書の印鑑を押印願います。)
(2)　住民票(本籍地記載)　１通(3ヵ月以内のもの)
(3)　印鑑登録証明書　１通(3ヵ月以内のもの)
(4)　使用料及び管理料等　払込金受領証
(5)　使用申込書(控)
(6)　認印

◆使用許可証の発行　　受付期間内に必要書類をご持参のうえ、必ず申請手続きをしてください。
墓所の使用を許可したことの証しとして「大阪北摂霊園使用許可証」を発行いたします。
なお、期間内に申請がない場合はご辞退されたものとして取り扱いいたします。

補欠者の方へ

補欠者の方は、当選者が辞退もしくは申請期間中に使用許可の申請を行わなかった場合、補欠順位に従って「繰上げ当選」となります。

繰上げ当選された場合は、お電話でご連絡させていただきます。

なお、補欠者としての効力は、当選者（または上位補欠者）の方が使用許可を受けた時点で、失効となります。その際には、補欠者の方に書面にてお知らせします。

大阪北摂霊園使用上のきまり【大阪北摂霊園使用規程の要旨】

霊園の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めていますので、ご承知ください。

□使用の制限

霊園の諸施設は、祭祀、工事等のため許可を受けて臨時に使用する場合のほか、その本来の目的以外には使用できません。

□埋蔵物の制限

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。
（犬等動物は埋蔵できません。）

□使用許可証

(1) 墓所の使用を許可したことの証として『大阪北摂霊園使用許可証』を交付いたします。
(2) 『大阪北摂霊園使用許可証』は、承継等の手続きをはじめ、墓碑の建立、遺骨の埋蔵などの諸手続きに必要ですので大切に保管してください。

□永代使用料

永代使用料とは、墓所を永代に使用していただくために納付していただくものです。

□管理料

(1) 管理料とは、霊園全体の清掃、園路その他、施設の補修維持管理に要する費用に充てるものです。
したがって、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。
なお、管理料の額は、物価の変動等諸般の事由により改正することがあります。
(2) 管理料には、短期管理料(5 年分前納)、長期管理料(20 年分前納)及び年払管理料(1 年分前納)の 3 種類があり、使用申込み時にいずれかを選択していただきます。
(3) 2 回目以降の管理料は、期限が切れる年度にご請求させていただきます。
その際の管理料については、期限が切れる年度の額が適用されます。

□巻石

使用場所の区画を明らかにするため、許可を受けた日から 3 年以内に巻石を設置していただきます。（芝生墓所は除きます。）

□使用許可の取消

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

(1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
(2) 許可を受けた日から 3 年以内に巻石の設備工事を施工しないとき。
(3) 2 年間管理料を納めないとき。
(4) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
(5) その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

□使用権の消滅

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

(1) 使用者が死亡した日から起算し、5 年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
(2) 使用者が住所不明となり、7 年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。

□使用権の承継

使用権は、使用者が死亡その他の事由により、使用許可を受けた者に代わって祭祀を主宰する者が承認を受けて承継することができます。

□墓所の返還

(1) 使用墓所が不用になったときは、原状に復した上で返還していただきます。
(2) 使用墓所を返還された場合、次のとおり既納の使用料を還付します。
未使用･･･使用期間が 10 年未満の場合、使用料の 2／3 の額
使用期間が 20 年未満の場合、使用料の 1／3 の額
（石碑、墓標、礼拝施設を設けてない場合）
既使用･･･使用期間が 10 年未満の場合、使用料の 1／3 の額
使用期間が 20 年未満の場合、使用料の 1／6 の額
(3) 管理料は既納の管理料のうち未経過の期間（ただし、経過期間が 1 年未満は 1 年とします）分を還付します。

□墓碑等を設置する場合の設備制限

(1) 墓石、巻石等を設置する場合、次ページのとおり設備制限を設けています。
(2) 墓石、巻石等を設置される場合、施工１週間前に必ず管理事務所へ届け出て承認を受けてください。

墓碑等を設置する場合の設備制限

種別		丘陵(一般)墓所・天空(階段)墓所					芝生墓所		
区分＼面積		3㎡以内	4㎡以内	6㎡以内	12㎡以内	30㎡以内	4㎡以内	6㎡以内	12㎡以内
墓石及びこれに類する設備	高さ	1.70m以内	1.70m以内	2.00m以内	2.50m以内	3.00m以内	0.70m以内	0.80m以内	0.80m以内
	幅	—	—	—	—	—	0.60m以内	1.10m以内	1.10m以内
	奥行	—	—	—	—	—	0.45m以内(墓石のみ)	0.90m以内(墓石のみ)	0.90m以内(墓石のみ)
地上に設ける墓石	面積建ぺい率	25%以内	20%以内	20%以内	20%以内	20%以内	—	—	—
	境界との距離	0.20m以上	0.30m以上	0.30m以上	0.30m以上	0.30m以上	—	—	—
盛土・巻石の高さ		0.25m以内	0.25m以内	0.30m以内	0.45m以内	0.60m以内	—	—	—
玉垣		0.45m以内	0.45m以内	0.45m以内	0.45m以内	0.45m以内	—	—	—
植栽の高さ(生垣を含む)		1.50m以内 高さは、常に定められた範囲内に整形できる樹種を選び、隣地又は通路に支障をきたさないようにして下さい。					—	—	—

(注) 1.巻石を設置する場合は、境界から1cm以上間隔をあけてください。

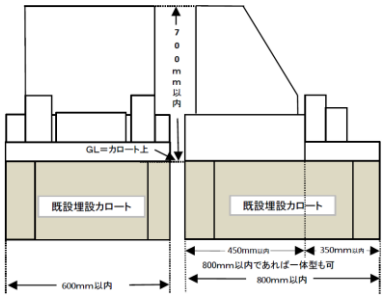
2.石碑を建立する場合は、使用許可を受けた使用者の氏名を必ず墓石に刻字してください。

3.建蔽率は石碑下部、芝台で計測、墓碑が自然石は最大面積、高さはGLから石碑最上部まで。

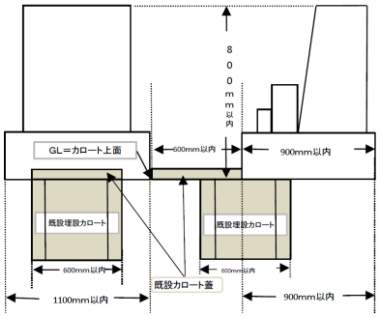
4.植栽は、成長度合いにより墓所に悪影響が出る場合があります。

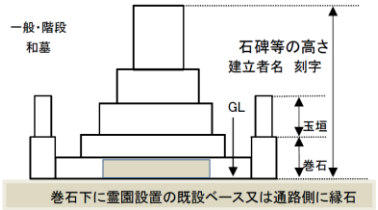
5.公園墓地としての景観上、既設巻石の高さに合わせるため、一般0.21m、階段0.15mとしています。

芝生3・4㎡ 石碑(洋) 例示
建立者名 刻字



芝生6・12㎡ 石碑(洋) 例示
建立者名 刻字





GLについて *芝墓所は既設カロートの上面

*11・10・8・7・5区、通路に縁石有りは縁石上面(目視可)

*1・2・3・5・6・7・8・10区、通路縁石無しは既設ベース上面

【墓碑等の施工について】

墓碑建立等については、大阪北摂霊園管理事務所(℡072-739-0291)へお気軽にお問い合わせください。